

事例番号:370193

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第五部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 22 週 6 日 切迫早産のため当該分娩機関へ入院後、新生児管理対応困難のため A 医療機関へ母体搬送され入院

妊娠 26 週 0 日 切迫早産症状が落ち着いたため当該分娩機関へ逆搬送

3) 分娩のための入院時の状況

管理入院中

4) 分娩経過

妊娠 28 週 0 日 前期破水

妊娠 29 週 4 日 発熱、胎児心拍数陣痛図で胎児心拍数基線 170 拍/分

妊娠 29 週 5 日

1:00 血液検査で CRP 上昇、陣痛発来

7:01 経膣分娩

胎児付属物所見 胎盤病理組織学検査で臍帯炎 stage3、絨毛膜羊膜炎 stage

II

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:29 週 5 日

(2) 出生時体重:1300g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.31、BE -4.1mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 6 点、生後 5 分 7 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バック・マスク)

(6) 診断等：

出生当日 早産児、極低出生体重児

(7) 頭部画像所見：

生後 57 日 頭部 MRI で脳室周囲白質軟化症の所見

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分：病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師：産科医 1 名、小児科医 1 名、

看護スタッフ：助産師 3 名、看護師 1 名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、出生までのどこかで生じた胎児の脳の虚血（血流量の減少）により脳室周囲白質軟化症（PVL）を発症したことであると考える。
- (2) 胎児の脳の虚血（血流量の減少）の原因を解明することは困難であるが、臍帯圧迫による臍帯血流障害の可能性を否定できない。
- (3) 子宮内感染が PVL の発症に関与した可能性がある。
- (4) 早産期の児の脳血管の特徴および大脳白質の脆弱性が PVL 発症の背景因子であると考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価（2020 年 4 月改定の表現を使用）

1) 妊娠経過

- (1) 紹介元医療機関における子宮頸管円錐切除術後の妊産婦に対し、子宮頸管短縮のため当該分娩機関へ紹介したことは一般的である。
- (2) 当該分娩機関において、妊娠 22 週 6 日の妊婦健診で子宮頸管短縮、規則的な子宮収縮が認められたことへの対応（入院決定、子宮収縮抑制薬投与、ベタメタゾン酸エステルトリウム注射液投与、新生児管理対応困難な週数のため A 医療機関に母体搬送したこと）は一般的である。
- (3) A 医療機関における入院中の管理（ベタメタゾン酸エステルトリウム注射液投与、子宮収縮コントロール良好のため子宮収縮抑制薬中止、妊娠糖尿病に対してインスリン投与）、および切迫早産の症状が落ち着いたため、妊娠 26 週 0 日に当該分娩機

関へ逆搬送としたことは、いずれも一般的である。

- (4) 当該分娩機関における入院後、および妊娠 28 週 0 日の前期破水後の管理（抗菌薬投与、子宮収縮抑制薬投与、分娩監視装置装着による胎児心拍モニタリング、血液検査等による子宮内感染の管理）は一般的である。
- (5) 妊娠 29 週 4 日に発熱（38.2℃）が認められた際の対応（分娩監視装置装着、胎児心拍数基線 170 拍/分と判読し、医師に報告、翌日まで経過観察を指示）は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 妊娠 29 週 5 日に陣痛発来と判断し、子宮収縮抑制薬を中止し、経膈分娩の方針としたことは選択肢のひとつである。
- (2) 分娩経過中の管理（分娩監視装置による連続監視、抗菌薬投与）は一般的である。
- (3) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。
- (4) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

3) 新生児経過

出生後の対応（バッグ・マスクによる人工呼吸、酸素投与）、および NICU に入室としたことは一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

なし。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

- ア. 早産児の PVL 発症の病態生理、予防に関して、更なる研究の推進が望まれる。
- イ. 絨毛膜羊膜炎および胎児の感染症や高サイトカイン血症は脳性麻痺発症に関係すると考えられているが、そのメカニズムは実証されておらず、絨毛膜羊膜炎の診断法、治療法はいまだ確立されていない。これらに関する研究を推

進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して
なし。